

平成19年度 第4回

青梅市教育委員会臨時会会議録

日時 平成19年6月14日(木)午後3時
場所 青梅市教育センター会議室

第4回青梅市教育委員会（臨時会）議事日程

会 期 平成19年6月14日（木） 1日間

場 所 教育センター会議室

1 教育委員長開会および開議宣言

2 会議録署名委員の指名

3 協議事項

4 議案審議

議案第5号 教員の服務事故の内申について[追加議案・非公開]

5 委員長閉議および閉会

協議事項（再掲）

1 青梅市立学校施設のあり方検討委員会設置要綱の制定について（施設課）

2 青梅市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	阿 部 郁 子
	教育委員会委員	買手屋 仁
	教育委員会委員	松 永 勇
	教育委員会委員	小 池 誠

出席説明員	教育長（再掲）	小 池 誠
	社会教育部長	新 井 光 昭
	施設課長	大 越 久 雄
	指導室長	宇 田 剛
	教育指導担当主幹	船 山 徹
	社会教育課長	山 下 正 義

書 記	総務課庶務係長	永 沢 雅 文
	総務課庶務係	太 田 進 也

日程第1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 定刻になりましたので、開会いたします。

本日の臨時会には委員 4 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

これより、平成 19 年度第 4 回青梅市教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には買手屋委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、本日、議案が 1 件、追加とのことです。

つきましては、本日の日程に議案第 5 号を追加したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第 5 号を追加いたします。

日程第3 協議事項

1 青梅市立学校施設のあり方検討委員会設置要綱の制定について(施設課)

【委員長】 それでは、協議事項に入ります。

協議事項 1 を議題といたします。青梅市立学校施設のあり方検討委員会設置要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【施設課長】 青梅市立学校施設のあり方検討委員会設置要綱(案)の内容につきまして御説明いたします。

このあり方検討委員会につきましては、青梅市立学校施設の将来像について調査・検討を行い、もって青梅市の計画にもとづく学校の改築等を円滑に進めることを目的としております。

まず、要綱(案)第 1 項では、この検討委員会設置の趣旨を学校施設改築に当たっての学校施設のあり方について検討を行うためとしております。

第 2 項では、所掌事項を 4 項目掲げております。(1)として、学校施設の改築にかかる施設の構想に関すること。(2)といたしまして、施設計画、方針に関すること。(3)として、改築事業推進計画に関すること。また、その他学校施設の改築に関連する事項でございます。

次に、委員会の組織であります。小・中学校長 4 人および関係部課長 12 人の合計 16 人で構成されます。

第 6 項では、専門的な事項を調査、検討等をするための部会を置くことができると規定しております。

第 7 項では、教育長に対する経過報告および最終検討結果の報告について規定しております。

第9項では、本委員会の庶務を学校教育部の施設課とすることを規定しております。

また、本要綱の実施期日につきましては6月15日とし、廃止日については最終検討結果の報告日の翌日としております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【施設課長】 委員長、補足の説明をさせていただきたいと思えます。

このあり方検討委員会につきましては、タイトルが学校施設のあり方というふうになっておりますけれども、平成19年度の予算で第二小学校の校舍改築基本計画作成委託料というのが計上されております。その基本計画を作成するためには、このあり方検討委員会の検討結果を反映させるということで、まず二小を中心とした小学校のあり方の方を先行して、今年度検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

【委員長】 それでは、ただいまの説明を加えて、御質問、御意見等ございますか。

【委員】 これは、学校の新築とか改築というような大きい問題を扱うということですか。例えば、余裕教室の有効利用とか、そういったものの検討はされるわけではないのでしょうか。

【施設課長】 基本的には、学校の改築、いわゆる建て替えといったものを中心に検討していくというふうに考えておりますけれども、そういった余裕教室の利用の方法といったことも含めまして、検討していきたいというふうに考えております。

【委員】 現在、余裕教室は、具体的にどこかそういう組織でもって検討されている部署はありますか。

【施設課長】 申しわけございません。先ほどの発言の訂正をお願いしたいと思いますけれども、余裕教室の活用につきましては、別の検討委員会の中で検討するというところでございます。この検討委員会につきましては改築等、いわゆる全体の学校の新たな建て替えとか、そういったものを対象に検討していくということでございますので、御訂正をお願いします。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。

青梅市立学校施設のあり方検討委員会設置要綱の制定について、承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市立学校施設のあり方検討委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

2 青梅市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について(社会教育課)

【委員長】 次に協議事項2を議題といたします。青梅市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 協議資料2をご覧くださいと思います。ここで資料に訂正がございます。

大変恐縮でございますが、実施要綱の後に（案）を追加していただきたいと存じます。協議でございますので、（案）ということで、大変申しわけございませんでした。

青梅市放課後子ども教室推進事業の運営委員会設置要綱につきましては、去る4月19日に開催されました第1回定例会でお認めをいただいたところでございます。今回、御協議をお願いいたしますものは、この青梅市放課後子ども教室推進事業の実施要綱（案）でございます。実施要綱を制定しようとするものでございます。

まず第1項でございますが、この子ども教室の目的を規定してございます。この要綱は、放課後子ども教室推進事業の実施につきまして必要な事項を定めるものでございまして、心豊かで健やかな子どもたちをはぐくむ環境づくりおよび子どもたちの安全で安心な活動拠点づくりの推進に資することを目的としてございます。

第2項でございますが、実施主体を規定してございまして、実施主体は青梅市教育委員会とするということでございます。ただし、事業の一部を適当と認められる民間教育団体等に委託して行うことができるということに規定いたしております。

第3項につきましては、事業内容を4項目掲げてございます。まず1つ目がスポーツおよび文化活動、2つ目が地域住民との交流活動、3つ目が学習機会の提供、4つ目がその他必要とする活動ということで規定してございます。

4番目でございますが、これにつきましては実施場所を規定してございます。この事業は、市内小学校の余裕教室、校庭、体育館等の施設を利用して実施するものでございます。ただ、教育委員会が認める場合は、社会教育施設その他多様な体験活動や交流活動等を安全・安心に行える場所で実施することができるものとしてございます。具体的に申しますと、この事業につきましては、19年度は試行ということで行わせていただいております。霞台小学校1校をモデルとして行うものでございます。

5つ目といたしましては対象者を規定してございまして、事業の対象者は事業を実施する各小学校区内に居住する小学生とする。ただし、委員会が認める場合はこの限りではないということで、幅を持たせてございます。

6つ目でございますが、実施期間につきましては、年間を通じて放課後に実施するものとするということで、一応試行期間では放課後に実施をしたいというふうに考えてございます。

7番目、指導者等でございます。これにつきましては、3項目掲げてございます。事業を円滑かつ安全・安心に実施するために、次の指導者等を配置するということでございまして、1番目に放課後子ども教室推進事業実施コーディネーター、2番目に学習アドバイザー、3番目に安全管理員ということで規定してございます。

次に、8番目に指導者等の役割ということで、先ほど述べました指導者等の実際に具体的な役割につきまして掲げてございます。

まずコーディネーターでございますが、事業全体の連絡調整等でアからオまでの5つの項目につきまして掲げてございます。

2つ目の学習アドバイザーでございます。宿題、復習などの指導、あるいは学習方法のアドバイスを掲げてございます。

3つ目、安全管理員でございますが、事業参加者の安全の確保、あるいは事業参加者の確認を掲げてございます。

その他、この要綱に定めるもののほかに、事業の実施について必要な事項は、青梅市放課後子ども教室推進事業運営委員会に諮りまして、教育委員会が定めるということでございます。

実施期日でございますが、今日お認めいただきましたら6月15日から実施したいと考えております。

よろしく御協議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【委員長】 ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見等ございますか。

【委員】 ただいまの御説明をお伺いすると、活動内容、対象の子ども、それから地域的、施設的にも学校教育とのかかわりが大変大きい事業だと思います。学校との連携・協力というのは必要だと思いますが、やはり学校教育との境界ははっきりさせておかないと、いろいろな問題がむしろ起こってくるのではないかと思います。ですから、連携・協力を立てる一方で、学校がどうかかわるかということも慎重に検討していただきたいと思います。

【社会教育課長】 ただいま委員から御指摘いただきました。この事業は、試行期間ということで、いろいろな場面を想定して検証したいと考えてございますので、ただいまの委員の御指摘等も十分踏まえた上で、この事業を進めていきたいと考えております。

【委員】 この事業と学童保育との違いというのは、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

【社会教育課長】 学童保育につきましては、厚生労働省が所管になりますけれども、共働きの家庭の児童ということでございます。今回、私どもで実施するのは文部科学省の関係でございます。要するに学童保育を外れたといえますが、学童保育に受け入れられない児童につきましては、子どもの安全・安心な活動場所、活動拠点をつくるという目的で実施します。そういう面から、将来的には、国の放課後子どもプランというのがございまして、学童保育事業と私どもの子ども教室推進事業が連携しながら事業を進めていきなさいというようなプランがございまして、やはり連携しながら行うわけでございますが、今言いましたように学童保育の受け入れられない子どもたちを対象に行うということで考えてございます。

【社会教育部長】 今御指摘いただきました学童保育と今回の事業の違いですけど、まず時間的なものでございますけれども、学童保育は授業が終わりましてからすぐ、帰宅をしないで学童保育のクラブへ行って始まります。今回私どもが考えておりますのは、まず帰宅をして、それから3時から6時までということでございますので、時間的な差がございまして、

それから、学童保育は当然おやつ等も出ますので有償ということになっております。私どもの方では無償ということになります。

それから、その対象は、原則、日々保育にかかる子どもが学童保育に行っていますけれども、私どもの方はそういうことではなくて、学校が終わって活動拠点をつくるという意味で、いろいろ

るなお子さんを対象としている。そういった点が大きな違いかなというふうに考えております。

学年は3年生、10歳までというふうに学童保育はとらえております。子どもは小学生全体、1年生から6年生までという対象でございますので、それらも対象が変わっております。

【委員長】 市では今回、19年度試行として霞台小学校1校ということですが、将来的には何校までどのくらいの年数をかけてということについて、今の段階での見通しを御説明いただけますか。

【社会教育部長】 非常に難しい御質問ですが、まずここで6月からモデル事業を始めまして、試行ということでいろいろなことを検証していくこととなります。そうしますと、6月の試行ですと、1年間の経過は必要だと思いますので、少なくとも来年度は同じ試行ということで、1年間の推移を見るということが必要ではないかと思っております。少なくとも20年度はやはりモデル事業という形になると思っております。それ以降につきましては、同じ学校で日数をふやしていくのか、あるいはほかの学校で同じ事業をするのか、それらについても検証の結果によって考えていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、将来的にどこまでという細かいところまでは、まだ決まっておりません。

【委員長】 青梅市では小規模校、大規模校というのがあって、人数の関係からどこで試行していくかとか、どこにそういうものを早い時期に設けるか、いろいろな問題も付随してくるかと思っております。やはり学校教育との関連というのは非常に大事であると思っておりますので、少し先の展望を持ちながら進めていただきたいと思います。

指導室長、再登校ということで、子どもの安全について学校、地域での取り組みが少し難しいかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

【指導室長】 委員長御指摘のとおり、学年によって、例えば低学年の子どもについては、やはりかなり配慮が必要になってくると思っております。ただ、学校教育と放課後子ども教室の関連について申し上げれば、子どもたちは放課後、本当にいろいろな選択肢があって、例えば友達とも遊ぶ、それから稽古・習い事もあるかもしれません。そういった中で、放課後をよりよく、いろいろな機会を提供するという一つの大きな試みなわけでございます。ですから、必ずここに来なさいよという形では学校ではもちろん申しませんし、子どもたちの中で、社会教育が中心となって、社会教育的な中で放課後子どもたちを見守るといったところが、一つは学校教育と違うところです。ただ、委員長御指摘のとおり、やはりその中で安全については当然、細心の注意を払わせていく。そのためには学校においての例えば交通指導、交通安全ルールの徹底などは、今後とも充実させていく必要があると思っております。

ただ、子どもたちの放課後の過ごし方について、間口を、いろいろな引き出しを用意するといえますか、子どもたちが選んで、そして考えていく。そういったところの非常に大きな取り組み、受け皿の大変重要な一つの事業になっていくのではないかと考えております。

【委員長】 よろしいですか。協議事項ですので、お諮りいたします。

青梅市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について 承認することに御異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、青梅市放課後子ども教室推進事業実施要綱の制定について、は承認されました。

日程第4 議案審議

議案第5号 教員の服務事故の内申について

【委員長】 協議事項は以上です。次に議案審議に移ります。

本議案については人事案件となっておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項および同条第7項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で可決しましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係者以外の職員の退席を求めます。

(～非公開～)

日程第5 委員長閉議および閉会

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後4時10分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員